

平成28年 5 月 30 日（月）

津島市建設産業部産業振興課（横井、村松、神田）

電話番号0567-24-1111（内線2450、2451、2452）

＜議案名＞議案46号 津島市工場立地法第4条の2第2項の規定 に基づく準則を定める条例の一部改正について

1 改正内容

都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域の緑地面積率等を緩和するとともに、準工業地域、工業地域及び都市計画法第34条第12号の規定に基づき指定した区域の緑地面積に算入できる重複緑地算入率を緩和するもの。

2 改正理由

市内企業の再投資や新規企業の立地を進めるため。

3 参考事項

- ・ 施行期日 平成28年 7 月 1 日
- ・ 概 要 別添のとおり